

令和6年度 環境産業コーディネーター募集要項

宮 城 県

宮城県では、環境負荷の低減と地域経済の発展が両立する持続可能な社会の形成に向けて、県内事業者の再生可能エネルギーの利用や省エネルギー等の取組を、様々な形で支援する「環境産業コーディネーター」を配置しています。

このたび、令和6年度の「環境産業コーディネーター」を配置するため、再生可能エネルギーや省エネルギーの分野等の豊富な業務経験や専門的知識を有し、県内事業者が抱える課題の解決に向けた支援を行うことができる方を募集します。

※本募集要項及び応募用履歴書は、宮城県環境生活部環境政策課ホームページからダウンロードすることができます（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r05eic-saiene-shouen.html>）。

記

1 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名 称 環境産業コーディネーター

(地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員)

(2) 採用予定数 若干名

(3) 業務内容 宮城県内の事業活動における再生可能エネルギーの利用や省エネルギー等の取組、さらに、これらの取組を通じた環境関連産業の振興のため、宮城県内の事業者に対して主に次のような支援を行います。

イ) 企業訪問等を行い、再生可能エネルギーや省エネルギー等に関する事業活動の現状と課題を把握・整理し、課題解決に必要な具体的かつ実行可能な助言や有用な情報提供、支援機関・協力企業等の紹介を行います。

ロ) 再生可能エネルギーや省エネルギー等に興味・関心を有する事業者を対象とした勉強会やセミナー等の開催・フォローアップ、及び複数の企業が連携して環境へ配慮した取組を行う場合の活動支援等を行います。

ハ) 再生可能エネルギーや省エネルギー等に取り組む事業者に対し、要望に応じて、大学や試験研究機関等との橋渡しを行い、技術・製品に関する研究開発や事業化等の連携活動を支援します。

ニ) 県補助金の普及拡大、補助事業の申請、採択事業の支援を行います。

ホ) その他、脱炭素経営や脱炭素燃料の利活用、産業廃棄物の3R等、事業者の要望に応じて、関係機関と連携し、情報提供や必要な支援を行います。

以上の活動は、成果重視型の業務となります。業務を通じて、県が目指すべき姿（「新・宮城の将来ビジョン」、「宮城県環境基本計画」、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」等）の実現に向けて、自律的かつ積極的に行動していただきます。

(4) 業務の流れ 標準的な業務の流れは次のとおりです。

イ) 業務計画の作成

訪問目的、訪問対象事業者、調査事項等の計画を作成します。

ロ) 企業訪問の実施

業務計画に基づき事業者と連絡調整し、訪問します。訪問結果は帰庁後、速やかに書類にまとめて報告します。

ハ) コーディネーター会議での説明等

定期的に、職員とコーディネーター全員が参加する会議が開催されますので、そこで企業訪問等の活動結果及び今後の活動予定等を説明します。

ニ) コーディネーター報告会

年度中間（10月下旬）及び年度末（3月中旬）に、それまでの支援業務等の活動成果を報告会で発表します。

(5) その他 採用後は、業務に必要な基本的な知識を習得するため、職場内研修に参加していただくほか、適宜、職場内外の研修・セミナー等への参加や企業に対する情報提供等に必要となる調査（文献調査、インターネット・電話調査、現地調査等）など、自己研鑽に努めていただきます。

なお、書類作成や情報収集等は、県から貸与されるパソコンを使用し、企業等を訪問する場合は、県公用車を運転していただきます。

2 勤務条件

(1) 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

〔任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の
非常勤職員（会計年度任用職員）として任用します。〕

(2) 報酬等

報酬月額256,000円程度（地域手当含む）のほか、期末手当、勤勉手当、通勤手当が支給されます。

（標準的な年収 4,000,000円程度）

(3) 勤務先

宮城県環境生活部環境政策課

（仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎13階）

(4) 勤務日

週4日、1日7時間15分、週29時間。土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。
（勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。）

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後4時45分まで。休憩時間は正午から午後1時まで。

（職務上必要がある場合、上記以外の始業及び終業時刻を割り振ることがあります。）

(6) その他

①休 暇

概ね10日間の年次有給休暇の他、忌引等の有給休暇制度があります。

②社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

③服 務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、地方公務員法に定められた一般職の職員の服務の規定が適用されます。

④そ の 他

業務に必要な乗用車、パソコン等は県所有のものを使用します。

3 募集及び採用

(1) 募集期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月19日(金)まで

(2) 応募要件

次のアからエまでのすべてに該当する方が応募できます(学歴・年齢・性別は問いません。)

ア 県内事業者を訪問し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進に向けた活動を支援することができる人で、民間企業、大学、試験研究機関等において、次の①から③までに掲げる業務のいずれか又はすべての業務を通算して5年以上の実務経験を有し、専門的知識を習得している人(令和6年3月末日現在で見込みの場合を含む。)

- ① 製造業等における工程管理、エネルギーの管理に関する業務
- ② 製造業等や大学、試験研究機関等におけるエネルギー管理、工程管理、環境管理及びこれらの改善等に関する研究、技術・システム等の開発・運用
- ③ 民間企業や大学、試験研究機関等における再生可能エネルギーや省エネルギー等に関連する技術の研究・開発、製品の開発・設計・製造、コンサルティング等に関する業務

(注)「実務経験」とは、会社員等として週35時間以上勤務した経験(アルバイト、臨時職員等は除く。)が該当します。

(注)勤務経験が複数の場合は「実務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一つの業務に限ります。

イ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない人

ウ パソコンによる文書作成やデータベース作成、ホームページでの情報検索及びメールの送受信等ができる人

エ 再生可能エネルギーや省エネルギーの導入による県内企業の経営効率化の支援に意欲のある人

ただし、次のオからクまでのいずれかに該当する人は、応募することができません。

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

カ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

キ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ク 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人を除く。)

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のイ及びロの書類を添えて、申込先に直接持参するか、又は郵送してください。

持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)とします。郵送する場合は、**令和6年1月19日(金)まで**に申込先に届いたものに限り受け付けます。なお、郵送の場合は、「簡易書留郵便」等、応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。

なお、応募書類は返却しませんので御了承ください。提出された履歴書の個人情報、関係法令等に基づいて厳重に管理します。また、取得した個人情報は採用のために使用し、目的以外に使用することはありません。

・申込先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県行政庁舎13階（北側）
宮城県環境生活部環境政策課環境産業振興班あて（住所不要）

イ) 履歴書（環境産業コーディネーター応募専用様式）

環境産業コーディネーターの応募専用の履歴書に必要な事項を記入し、別紙「これまでの実務経験レポート」を作成した上、提出日前3か月以内に撮影した写真を貼り付けたものを提出してください（市販の履歴書は使用できません。応募専用履歴書を、宮城県環境生活部環境政策課のウェブサイトからダウンロードして作成してください。）。

なお、「学歴・職歴」欄のうち、上記（2）で示した応募要件のAに該当する業務経験（通算5年以上）については、その右欄にレ点を記した上で、主な業務内容を具体的に記載してください。その他、取得している資格・技能等があれば、業務経験及び内容と直接的な関係の有無にかかわらず、可能な限り記載してください。提出の際には、「その他」欄の下部に記載内容が事実と相違ない旨を忘れずに自署してください。

ロ) 課題レポート（任意様式）

次の課題について、800字以内でレポートを作成し、提出してください。

レポートは、原則としてパソコンを使用して日本語で作成することとし、A4用紙（縦）に横書き（1行の文字数：40字、行数：20行、文字の大きさ：12ポイント）とします。なお、冒頭に氏名を忘れずに記載してください。

○課題

県内事業者が抱える、省エネルギー、再生可能エネルギーといった脱炭素化の課題解決に向けた支援を行うに当たって、これまでに民間企業等で従事した業務（工程管理業務、マネジメント業務、プロジェクト企画・管理業務、渉外業務等）の経験や、省エネルギー、再生可能エネルギー、エネルギー管理に関する専門知識をどのように生かしていくか、また、多種多様な産業・規模の事業者に対して支援活動を行うに当たって、どのような点に留意するか、考えを述べてください。

（4）選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された履歴書及び課題レポートによる選考を行います。

選考結果は、令和6年1月31日（水）以降に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送にて本人あて書面でお知らせします。

なお、書類選考の通過者に対しては、前述のほか、電話でも連絡しますので、連絡が取れる電話番号を履歴書に記載願います。

イ 面接

書類選考の通過者に対して面接を実施します。

面接は、令和6年2月8日（木）に宮城県庁において実施します（実施時間及び実施場所は別にお知らせします。）。

選考結果は、令和6年2月16日（金）以降に、履歴書に記載された現住所（別に連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送で本人あて書面によりお知らせします。

ウ 配点及び合格者の決定方法

① 配点

書類選考	面接	総得点
100点	100点	200点

- ② 合格者は書類選考と面接の結果を総合して決定します。
 ③ 書類選考及び面接において、それぞれの基準点に満たない場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

エ 選考結果の提供

この選考の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。

提供を希望する場合は、応募者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）に、下表の提供場所に直接おいでください。

なお、電話、ファクシミリ又は電子メール等により提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
応募者	書類選考・面接別の得点、総得点及び総合順位	選考結果の通知日から1か月間	宮城県環境生活部環境政策課 （仙台市青葉区本町三丁目8-1（県庁13階））

オ 採用

令和6年4月1日付けで採用される予定です。

なお、採用は環境産業コーディネーター任用に係る令和6年度予算の成立が前提となります。

(5) 条件付採用

採用後1か月間は、条件付採用期間として職務遂行の能力を実証する期間となります。その間に勤務実績が不良で能力に欠けることが明らかになった場合には、免職等の処分となる場合があります。

<p>◆問い合わせ先 宮城県環境生活部環境政策課環境産業振興班（担当：遠藤、瀧澤） 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎13階（北側） 電話：022-211-2664 E-mail:kankyoi@pref.miyagi.lg.jp</p>
--